

車両系建設機械の定期自主検査指針

平成3年7月26日 自主検査指針公示第14号
改正 平成5年12月20日 自主検査指針公示第16号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、自主検査指針公示第4号（昭和56年12月28日）として公表した車両系建設機械の定期自主検査指針にコンクリート打設用機械及び解体用機械に関する項を追加するものである。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の定期自主検査に係るもの）を次のとおり公示する。

なお、車両系建設機械の定期自主検査指針（昭和56年12月28日付け自主検査指針公示第4号）は、廃止する。

- 1 共通事項（略）
 - 1.1 原動機
 - 1.1.1 ディーゼルエンジン
 - 1.1.2 電動機
 - 1.2 油圧装置
 - 1.3 上部旋回体
 - 1.4 下部走行体（クローラ式）
 - 1.5 “ ” （トラック式）
 - 1.6 “ ” （ホイール式）
 - 1.7 ジブ
 - 1.8 リーダー
 - 1.9 ワイヤロープ
- 2 整地・運搬・積込み用機械（略）
- 3 掘削用機械（略）
 - 3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式）
 - 3.2 “ ” （ホイール式）
 - 3.3 機械式クラムシェル（クローラ式，トラック式，ホイール式）
 - 3.4 油圧式クラムシェル（クローラ式，ホイール式）
- 4 基礎工事用機械（略）
- 5 締固め用機械（略）
- 6 コンクリート打設用機械（略）
- 7 解体用機械
 - 7.1 油圧ブレーカ
 - 7.2 空圧ブレーカ（略）

7.1 油圧ブレーカ

検査項目		検査方法	判定基準	
7.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項 1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.2 動力伝達装置 7.1.3 走行装置 7.1.4 操縦装置 7.1.5 制動装置	3.1 パワーショベル及びドラグ・ショベル(クローラ式)又は 3.2 パワーショベル及びドラグ・ショベル(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。			
7.1.6 作業装置	(1) ブレーカ 本体	a ブレーカ上部	封入ガス圧力を調べる。 異常がある場合は、石けん水等を用いてガス漏れの有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		b シリンダー	① 油漏れの有無を調べる。 ② ピン穴部のき裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。	① 油漏れがないこと。 ② き裂又は著しい摩耗がないこと。
		c ブレーカ下部	① き裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② チゼルしゅう動部ブシュの摩耗量を調べる。 ③ チゼルしゅう動部からの油漏れの有無を調べる。 ④ チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	① き裂、損傷又は著しい摩耗がないこと。 ② メーカーの指定する基準値内であること。 ③ 著しい油漏れがないこと。 ④ 給脂が充分であること。
		d アキュムレーター	① ブレーカを作動させ、ホースの振れ、打撃のむら打ち等の異常及び異音の有無を調べる。 ② 接続部からの油漏れの有無を調べる。	① ホースの異常の振れ、打撃のむら打ち又は異音がないこと。 ② 油漏れがないこと。
		e チゼル保持ピン	き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。
		f チゼル保持ピン用抜止めピン	き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。
		g ボルト及びナット	ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み又は脱落がないこと。

		h チゼル	破碎先端部、本体とのしゅう動部、打撃受け面等のき裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。
	(2) ブラケット等	a ブラケット	き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。
		b 取付けピン	① き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ② 給脂状態を調べる。	① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。 ② 給脂が十分であること。
		c ボルト及びナット	ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み又は脱落がないこと。
		d 緩衝材	防振ゴム等の緩衝材の金具、ゴム、合成樹脂のき裂、摩耗及び劣化の有無を調べる。	き裂、著しい摩耗又は劣化がないこと。
	(3) ブーム等	a ブーム及びアーム	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル(クローラ式)又は 3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b リンク		〃
		c ピン及びブッシュ		〃
7.1.7 操作装置	操作レバー及びペダル	レバー等进行操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。	
7.1.8 油圧装置 7.1.9 安全装置 7.1.10 車体関係等		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル(クローラ式)又は 3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異常振動、異音又は異常発熱がないこと。	